

金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－１ 経営管理 （略） （１）・（２） （略） （３）内部監査部門 ①～⑤ （略）</p> <p>（注）経営管理会社が<u>委員会等設置会社</u>である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p> <p>Ⅱ－３－４－１ システム統合リスク管理態勢 金融コングロマリットが形成される過程、又は形成された金融コングロマリットの再編に係る金融機関の合併、<u>営業譲渡</u>、持株会社化、子会社化及び業務提携等（以下「経営統合」という。）がなされる場合において、システムを統合、分割又は新設（システムの共同開発・運営を含む。以下「システム統合」という。）する際には、以下のような着眼点に基づき、システム統合リスク管理態勢を検証することとする。 ①～⑩ （略）</p> <p>Ⅱ－３－６ 増資 （略） （１）基本的な経営姿勢 ①・② （略） ③取締役会は、<u>商法</u>、<u>独占禁止法</u>及び<u>証券取引法</u>等の法令等に関し、必要に</p>	<p>Ⅱ－１ 経営管理 （略） （１）・（２） （略） （３）内部監査部門 ①～⑤ （略）</p> <p>（注）経営管理会社が<u>委員会設置会社</u>である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p> <p>Ⅱ－３－４－１ システム統合リスク管理態勢 金融コングロマリットが形成される過程、又は形成された金融コングロマリットの再編に係る金融機関の合併、<u>事業譲渡</u>、持株会社化、子会社化及び業務提携等（以下「経営統合」という。）がなされる場合において、システムを統合、分割又は新設（システムの共同開発・運営を含む。以下「システム統合」という。）する際には、以下のような着眼点に基づき、システム統合リスク管理態勢を検証することとする。 ①～⑩ （略）</p> <p>Ⅱ－３－６ 増資 （略） （１）基本的な経営姿勢 ①・② （略） ③取締役会は、<u>会社法</u>、<u>独占禁止法</u>及び<u>証券取引法</u>等の法令等に関し、必要</p>

金融コングロマリット監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>	<p>に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>